		質問内容	回答
事業概要	1	本制度の対象者を教えてください。	市内在住の小学校3年生までのお子様と同居する保護者で、日常生活上の突発的な事情等(保護者の仕事、病気、自己実現、学校行事など幅広い理由が対象)により、一時的に保育を必要とする方や、ベビーシッターを活用した共同保育(保護者がベビーシッターと一緒に保育を行う)を必要とする方が対象です。認可保育園等の施設在籍状況や保育の必要性の有無、保護者の所得や保育時の在宅状況等による制限はありません。
事業概要	2	利用できない日や時間帯はありますか?	ありません。24時間365日利用可能です。ただし、市がベビーシッターをあっせんする事業ではないため、 利用日時についてはベビーシッター事業者と調整してください。
事業概要		受け取った助成金は確定申告が必要ですか?	本助成金は,令和3年度税制改正により非課税となっています。
事業概要	4	日ごと、月ごとの利用上限時間はありますか?	ありません。
事業概要	5	現在の利用時間はどのように確認すればよいです か?	お問い合わせください。また,各期ごとの助成決定通知書に,残りの利用可能時間を記載していますので, 参考にしてください。ただし,家庭状況の変化等で利用可能時間が変わる可能性があります。
事業概要	6	自宅以外の保育は、助成の対象になりますか?	図書館・児童館・子育てひろば・病院など場所は問わず, ベビーシッターが, 継続して保育をしている状態であれば, 助成対象となります。ただし, 自宅外で保育することに伴う経費(施設利用料, 入場料等) は助成対象外です。
事業概要	7	調布市の実家に里帰りする場合や保護者のみ調布市 に住民票がある場合など、子どもの住民票が調布市 にない場合、対象になりますか。	住民票が調布市にない場合は対象外です。本事業の対象者は、ベビーシッター利用時に、調布市に住民登録がある児童とともに市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。
事業概要	8	ベビーシッター利用時点では市内在住でしたが、申請時点では市外に転居しています。その場合は申請可能ですか?	市内在住時に利用した分が補助対象となります。市外に転居していても,利用時点で市内在住であれば申請可能です。
事業概要	9	年度内に東京都の他自治体から転入しましたが、前 住所の自治体でも本事業による助成を受けました。 上限時間はどうなりますか。	都内からの転入で、以前の自治体でこの事業を利用していた場合、通算での年間利用時間数が144時間(未就学の多胎児の場合は288時間)となります。利用に際しては、利用内訳表の右上に前自治体で利用した時間数をご記入ください。また、調布市から前住所の自治体に対して、利用時間数を照会することがあります。
費用	1	ベビーシッターに係るすべての費用が助成対象となりますか?対象になるものとならないものを教えてください。	すべてではありません。ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のみが対象です。 【対象】 保育料(共同保育含む)、預かり前後・または預かり中の送迎、早朝夜間休日料金、病児・病後児保育加算料金、複数児童預かり加算料金(保育基準を満たす場合のみ)、子どもの年齢による加算 等 【対象外】 入会金、会費、交通費(遠方オプション含む)、キャンセル料、手数料、保険料、おむつ代等の実費、クーポン・ポイント利用で割引された料金、当日(直前)予約加算、事前面談料金、家事支援、送迎のみの利用、教育的な指導に関する加算 等
費用	2	消費税は助成対象になりますか?	原則助成対象外になります。ただし、基本保育料に含まれて請求されている場合、助成対象としている費用 (基本保育料と対象オプション) にかかる消費税であることが明確に判断できる場合は助成対象になりま す。
費用	3	小学生以上の兄弟姉妹を保育する場合や, 共同保育をする場合の加算料金は助成対象となりますか?また, 利用内訳表にどのように記載すればよいですか?	どちらも対象児童である兄弟姉妹について、小学生以上の兄弟姉妹の保育や共同保育を行うなど、保育基準を満たしており、第1子は通常保育料、第2子は加算料金という扱いとなった場合も、助成対象です。その際の上限時間は第1子・第2子それぞれ144時間までです。利用内訳表の「保育料(割引前)」は、第1子の通常保育科と第2子の加算料金を合計し、児童の人数2人で割った金額を記載してください。割引がある場合は、割引額を児童数2人で割った金額を「クーボン等の割引金額」に記載してください。 児童数で割ると小数点以下の端数が出る場合は、その分を児童のいずれかの分に加えてください。 ※1回の利用で兄弟で利用時間が異なる場合も、利用時間は1番長い利用時間の児童に合わせ、保育料は児童数で割ってください。
			【例2:第1子(14時~18時保育)の保育料10,000円,第2子(16時半~18時保育)の加算料金2,205円,割引額319円の場合】 第1・2子それぞれ:利用時間…14~18時の4時間保育料(割引前)…12,205円/2=(端数が出るので)6,103円と6,102円クーポン等の割引金額…319円/2=(端数が出るので)160円と159円
費用	4	送迎サービスは助成対象になりますか?	形のサービスは助成対象外になります。 純然たる保育サービス提供対価として認められないため、対象となりません。調布市では、1歳未満の児童
費用	5	家事サービスは助成対象になりますか?	の保護者は、別事業「ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」の対象となる場合がありますので、市ホームページをご確認ください。

費用	6	国や事業所のクーポンや福利厚生での割引を受けて いても対象となりますか?	クーボンや福利厚生適用などによる割引を受けている場合は,その金額を差し引いた後の利用料が補助対象 となります。 利用したクーボンや内容等,割引を受けたことが分かるものをご提出ください。
費用	7	こども家庭庁ベビーシッター券(1日につき1時間 2200円×2枚)を利用予定ですが、利用した時間も 助成対象ですか?	こども家庭庁ベビーシッター券を利用した時間も、他のクーポン同様助成対象です。ただし、実費が少額となる場合も、本事業の助成申請をする場合は上限時間数144時間の算定に入ります。実費が少額のため、その時間分は自己負担とし、本事業の助成対象に含めたくないという場合は、利用内訳表には、その分を除いてご記入ください。
費用	8	助成金の計算方法を教えてください。	①補助上限額(日中2,500円もしくは夜間3,500円)×利用時間(日中及び夜間ごとに1時間未満切り捨て)②実際に支払った補助対象保育料上記のうち、少ない方の額を助成します。利用月(4~6月・7~9月・10~12月・1~3月)ごとに補助対象保育料と補助上限額(時間数×基準額)との合計を比較して助成額を計算します。申請時期(第1~4期)が異なる場合は、既に前期分の助成額が確定しているため、通算はできません。計算方法の例は、利用内訳表(記入例)に記載しておりますのでご確認ください。例:4~5月分は第1期(7/11〆切)に申請したが、6~8月分は第2期(10/10〆切)に申請した場合、第1期(8月末頃)に4~5月分の金額を振込、第2期(11月末頃)に6月分と7~8月分の合計金額を振込いたします。
費用	9	購入した事業者のポイント利用分は助成対象額に含まれますか?	ポイント利用による割引を受けている場合は、原則、クーポン等利用時と同様に差し引いた後の利用料を補助対象としますが、有償ポイント(利用者が事業者のポイントを購入し、そのポイントを保育の利用に充てるようなケース)は、通常の料金支払いと同様とみなし、差し引かないで助成します。有償ポイントを利用されている場合は、①ポイントと円の換算レート(1ポイント=〇円)等ポイントの内容が分かるもの、②何ポイント(何円)分を利用したかが分かるものをご提出ください。なお、 1 ポイント=1円ではない場合で、追加でポイントが付与されている場合は、追加で付与されたポイントは差し引いて助成額を算出します。
事業者	1	対象となる事業者を教えてください。	東京都のホームページ「ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援) 認定事業者一覧」をご確認ください。 利用している事業者が東京都のホームページの認定事業者一覧に載っていることに加え、従事するベビーシッターが東京都の定める要件を満たしている必要があります。 ※上記事業者の利用であっても、対象のベビーシッター(要件証明書が出せる方)を利用していないと助成対象外となります。
事業者	2	•	別家がとなります。 調布市で以前から実施している「ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」で助成可能な場合がございます。対象事業者,助成金額等内容が異なりますので,市のホームページをご覧ください。
事業者	3	事業者ごとの利用方法や料金設定が知りたい/おすすめの事業者は?	事業者のサービス内容については、各事業者にお問合せください。また、事業者の斡旋は行っていません。 なお、サービス利用によるトラブルに市は関与しません。
事業者	4	事業者との契約の際に注意すべき点はありますか?	①こども家庭庁の定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を踏まえて契約すること ②利用する事業者が、都の認定事業者であること ③事業者に対し、契約時に「都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を必ず伝えること ④ご利用時にベビーシッターから「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助事業要件証明 書」を受け取ること
保育基準	1	共同保育を必要とするとは、どのような場合です か?	ベビーシッターと保護者が一緒に保育し、子育ての悩みを相談するなどして、子育ての不安を解消する場合などです。保護者が常に保育に関わっていることが条件になるため、仕事や家事を行う場合は共同保育には当たりません。
保育基準	2	保育基準に「児童一人に対しベビーシッター1人に よる保育であること」とありますが、兄弟姉妹(2 名とも助成対象年齢)で利用する場合、児童と同数 のベビーシッターを派遣してもらう必要があります か?	原則として、児童1人に対し、ベビーシッター1人による保育を補助対象とします。ただし、例外として、対象児童とその兄弟姉妹を保護者とベビーシッターが共同保育する場合や、対象児童と小学生以上の兄弟姉妹を一緒に保育する場合(未就学児の人数分のベビーシッターが必要)で、保護者が契約において同意しているときは、ベビーシッターが児童の人数より少ない場合も対象となります。 ただし、小学4年生以上など、対象児童でない児童が含まれる場合は、その児童分は助成対象外です。 例:未就学児2名の場合…ベビーシッターが2名必要 未就学児1名と小学生1名…ベビーシッター1名でも可 未就学児2名(保護者と共同保育)…ベビーシッター1名でも可
保育基準	3	保護者との共同保育で、児童2人(補助対象内)を1 人のベビーシッターが保育している場合、短時間の 外出や在宅勤務をしても対象になりますか?	児童1人に対し、ベビーシッター1人による保育が補助要件のため、保護者の外出中は補助対象外です。また、保護者が自宅内で在宅勤務や家事を行う場合においても対象になりません。
保育基準	4	ベビーシッター1人で,友人の子1人と自分の子1人 の保育をする場合は,補助対象となりますか?	友人の子と自分の子の場合は共同保育の要件を満たさないため、補助対象外です。
申請	1	事前に市への登録は必要ですか。	市への事前登録は不要です。東京都認定のベビーシッター事業者に直接申込んで利用していただき、利用料の支払が終わった後に市に申請してください。
申請	2	兄弟姉妹で本事業を利用した場合,申請書はまとめてよいですか?	児童ごとに助成上限時間があるため,児童ごとの作成をお願いいたします。

申請	3	申請は1回ごとにしてもいいですか?	原則各期($4\sim6$ 月・ $7\sim9$ 月・ $10\sim1$ 2月・ $1\sim3$ 月利用分)ごとにまとめて 1 回での申請をお願いいたします。 ただし、利用日数が多くて把握が困難などの事情がある場合は、同じ期に複数回の申請があった場合も申請を受け付けます。
申請	4	要件証明書は利用日よりも後の日付のもので申請で きますか?	事業者が発行する要件証明書は利用日当日か,利用日以前の日付が記載されている必要があります。利用日 以降の日付のものの場合,受付ができません。
申請		前回申請時と同様のシッターを利用した場合、改めてベビーシッター要件証明書を提出する必要はありますか。	ベビーシッター要件証明書は前回申請時に提出済みであっても、申請する期が異なる場合は改めてご提出ください。
申請	6	領収書と利用明細が一つの書類にまとまっていてい る場合は,他に利用明細書は不要ですか?	領収書に、利用した児童の名前・利用日・利用時間・利用料の内訳等の記載があれば、他に利用明細書は不要です。
申請	7	明細の代わりに請求書でも大丈夫ですか?	利用明細書がない場合,請求書に必要な項目の記載があれば利用明細書の代わりとして申請可能です。なお、領収書は別途提出が必要となります。
申請	8	兄弟姉妹でベビーシッターを利用したので、児童それぞれではなくまとめて1枚の領収書や明細書しか出ませんが、大丈夫でしょうか?	1家庭で1枚の領収書や明細書しか出ない場合は,児童ごとに分かれていなくても構いません。
申請	9	事業者からは、基本的に月ごとの領収書しか発行されません。事業者へ日ごとの領収書発行を依頼する必要がありますか?	月ごとの領収書に、日ごとの利用料・利用時間等の明細が確認できれば、月ごとの領収書でも構いません。
申請	10	「3月利用分」の領収書が、最終申請期限までに発 行されません	カード会社によっては、領収書、利用明細等が申請期限に間に合わないことも想定されます。その場合でも、最終受付締切日までに申請する必要があります。事前に市にご相談いただいた上で、申請書類に不足書類がある旨(何が不足しているか、いつ提出できるか等)を余白やふせん等にメモ書きし、申請書類を提出してください。領収書等が発行できる状態になったら、至急追加で提出してください。
申請	11	領収書のあて名と異なる名前で申請することはでき ますか?	領収書と申請者は一致している必要があります。申請者と異なる方の口座に振込を希望する場合は,申請時 に振込口座を指定し,委任欄に記載をお願いいします。
申請	12	支払い完了メール(電子レシート)を領収書の代わりとして利用することはできますか?	本事業ではメールのコピーでは領収書の代わりとしてご利用いただけません。領収書の提出をお願いします。
申請	13	職場の福利厚生/クーポンを利用しましたが、明細 に記載がありません。	補助制度によっては領収書や利用明細書に記載がない、または「利用見込」のように記載される場合があります。別途利用が分かる資料を提出してください。
申請	14	割引サービスを利用しましたが、明細に利用額が表示されません。	割引サービスの仕様によっては、領収書や明細書に表示されない場合があります。この場合、①クーボン申請の控えが残っていればそのコピーを、②事業者で利用証明が出る場合は証明書を、③どちらも対応できない場合は審査時に事業者へ確認するものとします。
申請	15	「利用内訳表」に記載した利用料がそのまま助成されますか?	助成額は申請書類を元に市で算出します。助成額は助成決定通知書でご確認ください。金額について, ご不明な場合はお問い合わせください。
他制度との区分け	1	調布市で行っているベビーシッター等を利用した場 合の利用料助成事業の概要を教えてください。	調布市では、令和6年7月利用分から開始した、東京都補助事業を活用した「A.ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」、既存の「B.ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」との2事業があります。 「A.ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」は、助成金額上限が児童一人1時間当たり2,500円(午後10時から午前7時までの夜間帯は3,500円)、利用時間上限が児童一人1年度当たり144時間(多胎児は別途加算)です。 「B.ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」は、助成金額上限が助成対象サービス利用料の2分の1、利用時間上限が一家庭1年度当たり28,000円(多子・多胎児は別途加算)です。 また、保育の必要性(父母ともに月48時間以上の就労が常態等)があるが、小学校や認可保育所に入所していない場合は、ベビーシッターの利用も一部対象となる「効児教育・保育の無償化による施設等利用給付」の対象になる場合があります。
他制度との区分け	2	「A.ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用 支援)」と「B.ベビーシッター及び家事・育児支援 サービス利用料助成」は、重複して申請できます か?	同一時間の利用に対しては,重複して申請できません。利用開始前に,どちらの事業に申請するかをお選びください。ベビーシッター利用前に助成内容について御確認ください。
他制度との区分け	3	ベビーシッターを利用する場合、「A.ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」と「B.ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」は、どちらで申請すればよいですか?	ベビーシッターを利用した際は、基本的には、利用上限時間数の多い「A.ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」への申請の方が適した方が多いです。しかし、「A.ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」の利用条件を満たさない場合や年度内に上限時間を超えることが予想される場合などは、「B.ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用科助成」に申請する方もいらっしゃいますので、どちらで申請するか判断のうえ、ご申請ください。
他制度との区分け	4	ベビーシッター利用に際して,同一時間の利用に対 して,併用できない補助を教えてください。	子ども政策課で実施している「B.ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」、子ども家庭支援センターすこやかで実施している「ペイビーすこやか(産前・産後支援ヘルパー事業)」及び「ファミリー・サポート・センター事業」、子ども家庭課の「ひとり親家庭ホームヘルブサービス」、保育課の「幼児教育・保育無償化制度」等です。
他制度と の区分け		幼児教育・保育無償化対象(新2号認定,新3号認定)の児童ですが、ベビーシッター利用について、本事業との併用はできますか?	同一のベビーシッターの利用について、無償化制度と本事業の併用はできません。どちらを利用されるか判断の上、ご申請ください。また、無償化制度については保育課にお問い合わせください。